

YMC グループ会則

<第1章 総則>

第1条（名称等）

1. このグループの名称を YMC グループ(以下「当グループ」)と称する。
2. 英語表示を“Your Management Creative Group ”または” YMC-G”とする。
3. 当グループは、その目的達成のために紳士(淑女)協定として別に YMC グループ憲章を設定する。

第2条（事務所および事務局）

1. 当グループは、全体を統括する事務所を長崎市エミネント葉山町1番1号106に定め、その運営のために事務局を置く。
2. 事務局の設置および運営等は、理事会で諮るものとする。

第3条（目的）

当グループは、信頼できる会員の相互理解からなる会員ネットワークの力を最大限活用し企業がイノベーションを図ることを目的とする。そのために当グループは以下の活動を行う。

- (1) グループ交流会「NEXT」等による相互啓発と信頼のネットワークづくり。
- (2) 各種研究会、研修会、セミナー、視察等の企画・開催。
- (3) 各種専門家による会員の経営相談等の実施。
- (4) 会員間の情報交換による会員企業のビジネスを促進。
- (5) 会員連携によるビジネスの展開および支援。
- (6) その他、上記に関連・付随する活動。
- (7) 上記の項目における会合等は理事会および総会等に諮り定例化することができるものとする。

第4条（会員条件およびグループ構成）

1. 当グループの会員は次の条件を満たす者とする。

(1) 健全なる事業の発展と社会貢献を目指している経営者および経営者等に準じる者。

(2) 科学・技術・文化・教育・芸術その他、何らかの専門に従事する専門家または専門家に準じる者。

2. 当グループは前項(1)(2)のいずれかを満たす者から構成される。

第5条（会員の入会）

当グループに入会を希望する者は、当理事会の全会一致の承認を必要とする。

第6条（会員の任期および更新手続き）

会員としての有効期間は、原則として事務局より入会了承の連絡を受けた直後に発生するが、連絡による受信以降の4月1日を起点に1年間とする。尚、会員が退会の意思を申し出ない限り翌年以降は事務局にて自動更新とする。

第7条（会員の退会または休会等）

会員が次の各号の1つに該当する場合には、退会または休会の対象とみなす。

(1) 当会員から退会または休会の申し出があった場合。

(2) 当会員の個人および企業情報に関する守秘義務(19条)に違反した場合。

(3) 当グループの目的に反する反社会的な行為・行動(違法行為)により、会員としてふさわしくない場合は、理事会の議を経て退会の手続きができる。

第8条（提携専門家）

当グループは、正規会員とは別に提携専門家を置くことができる。但し、定例会等の出席は本人の任意とする。

第9条（年会費等）

当グループは、運営費用の充当のため理事会および総会等に諮り、会員から年会費を徴収することができる。また同じ手続きを経て廃止することもできるものとする。尚、年会費を徴収する場合には以下の要領で実施する。

- (1)年会費の額は、年間運営費を勘案し理事会にて決定する。
- (2)会員は、年会費として当年度末までに翌年度の年会費を納付する。
- (3)年度の途中から入会する会員は、入会月から年度末までの月割り会費を納付する。
- (4)年度の途中で退会する会員には、退会届の翌月から年度末までの月割り会費を返還する。
- (5)年会費の運用等は理事会で諮るものとする。

<第2章 役員>

第10条（役員構成）

当グループは会員の中から次の役員を選任する。

- (1)代表理事1名
- (2)理事は代表理事を含め必要に応じて3名から5名の範囲で理事会を構成する。
- (3)監事は理事会において必要と認められる場合に置くことができる。
- (4)理事の中から、事務一般の統括責任者として事務局長を置く。尚、理事会で必要と認める場合は、事務局長のもとに事務局スタッフを置くことができる。

第11条（役員選任）

前条の役員は、理事会で各候補を選任し、全会一致の承認を必要とする。

第12条（代表理事および理事の職務）

1. 代表理事はグループを代表し、当グループの目的の達成に向けてグループおよび理事会を統括する。
2. 理事は、代表理事を補佐し円滑なグループ運営に向けて実務を行う。また、代表理事がその職務遂行に支障がある場合は、その職務を理事が代行する。
3. 理事は、当グループの重要事項であると当理事会が認める案件について協議、検討する。その際、重要事項としての決定には当理事会の合意を原則とする。

第13条（役員任期）

1. 役員任期は、就任から1年とする。但し、理事会の全会一致の承認のもと再任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

<第3章 理事会>

第14条（理事会の成立と開催）

1. 理事会は、代表理事と理事の過半数をもって成立し、事案の内容によって議決は多数決または、全会一致とする。
2. 理事会は、原則として定例的に開催をする。尚、理事会の運営に関しては別途、理事会で定める。

第15条（理事会の役割）

理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 第3条の目的の実現に向けたグループ運営方針と活動計画の立案。
- (2) 会員間の交流促進に向けた会員のフォロー。
- (3) 会員の入会に関する事案および報告事項の協議・検討。
- (4) その他、重要事項と思われる案件の協議・検討および議決。

<第4章 総会>

第16条（総会の役割と開催）

総会は、当グループの運営に関する重要事項が生じた場合に会員への報告ならびに周知を必要とする際の方法として当理事会が必要と認めた場合に限り開催することができる。

第17条（総会の種別）

総会は、通常総会と臨時総会を設定する。

第18条（総会の成立等）

1. 総会は、当グループ会員の過半数の参加をもって成立する。
2. 総会は、理事会の総意で会員の過半数の同意を得れば総会の省略等も可能とする。但し、その場合、総会で了承を得べき内容について全会員に周知する。

3. 総会の議事録を作成することができる。

<第5章 その他>

第19条（守秘義務）

会員は、当グループで知り得た他の会員の個人または企業等の個別具体的な情報に関する守秘義務を負う。

第20条（付則）

本会則の変更等は、理事会の議を経て、会員に告知する。尚、本会則は、平成31(2019)年3月27日に更新し同年4月1日より施行する。

第21条（補足事項）

平成29(2017)年4月15日 第21条（補足事項）を追加。

平成29(2017)年4月15日 第9条（年会費等）を改定。

平成31(2019)年3月27日 第2条（事務局）を（事務局と事務局）に修正し、1.の一部を修正し補充。2.の一部を補充、修正。

〃 第3条(目的)(1)の冒頭一部(定例の)を削除し(7)を追加。

〃 第9条(年会費等)の前文を補充し(5)を追加。

〃 第14条(理事会の成立と開催)2.に一部(原則として)補充。

〃 第18条(総会の成立)を(総会の成立等)に修正し、これまでの2.の全文を新たに3.を追加し、そこに移動。2.には新たな内容を追加。

〃 第20条(付則)の一部を補充、修正し年号の西暦表記を併記する。